



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年10月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール佐久平

佐久市岩村田字水引1420-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------------|-----------|
| 佐久平ショッピングセンター | イオンモール佐久平 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 代表者氏名 | 住 所 |
|-------------------|-------|--------------------|
| イオンリテール(株) | 村井 正平 | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 |
| (有)花よし | 飯島 成 | 長野県小諸市与良町3-3-1 |
| (株)ピーターパンコモコ | 安井 昭裕 | 東京都新宿区新宿2-3-10 |
| (株)キタムラ | 北村 正志 | 高知県高知市本町4-1-16 |
| 磯田園製茶(株) | 磯田 義人 | 愛知県田原市田原町柳町28-1 |
| (有)和泉屋菓子店 | 阿部 眞一 | 長野県佐久市大字岩村田749 |
| ユニット(株) | 森下 徹 | 長野県上田市大字諏訪形1619-13 |
| (株)ファイブフォックス | 上田 稔夫 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7 |
| (株)ニューヨーカー | 戸澤かない | 東京都千代田区外神田3-1-1 |
| (株)クリエイティブヨーコ | 小林 忠良 | 長野県長野市大字高田667-16 |
| クリアーズ日本(株) | 三宅 香 | 東京都中央区日本橋人形町1-1-11 |
| (株)パレモ | 中本 敏之 | 愛知県稲沢市天地五反田町1 |
| (株)モリタ | 盛田 良次 | 秋田県秋田市中通1-4-4 |
| (株)ワールド | 寺井 秀蔵 | 兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1 |
| (株)ジェイティービートラベランド | 藤本 誠 | 東京都豊島区南池袋2-43-20 |
| As-meエステール(株) | 丸山 雅史 | 東京都新宿区住吉町8-12 |
| (株)イーグルドラッグストアー | 水野 勝之 | 長野県佐久市佐久平駅東15-7 |
| (株)タツミヤ | 指田 努 | 東京都八王子市暁町1-32-13 |
| (株)モリエ | 中川 秀夫 | 愛知県稲沢市天地五反田町1 |

| | | |
|----------------|--------|------------------------|
| (株)ハニーズ | 江尻 義久 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-2-2 |
| (株)キング | 山田 幸雄 | 京都府下京区東小路高倉町 2-1 |
| (株)ソーサス | 細谷 隆 | 長野県佐久市大字岩村田字水引1420-2 |
| (株)リテイルネットワークス | 長岡 彰夫 | 東京都目黒区上目黒 2-1-1 |
| (株)ブルーグラス | 木村 保 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 |
| 島村楽器(株) | 島村 元紹 | 東京都江戸川区平井 6-37-3 |
| (株)大創産業 | 矢野 博丈 | 広島県東広島市西条町大字吉行東 1-4-14 |
| (株)未来屋書店 | 中山 章 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 |
| (株)ライトオン | 藤原 政博 | 茨城県つくば市吾妻 1-11-1 |
| (有)ジョリイ | 小石 稔 | 長野県上田市大手 2-2-3 |
| (株)マルタ | 宮下 晃 | 長野県飯田市座光寺4601-1 |
| (有)まつばや | 関 陸夫 | 長野県上田市天神 1-3-22 |
| 中村漆器産業(株) | 中村 忠 | 長野県塩尻市木曾平沢1819 |
| (株)大谷 | 大谷 勝彦 | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地 1-3-5 |
| (株)さが美 | 小野山 晴夫 | 神奈川県横浜市港南区下永谷 6-2-11 |
| (株)板垣 | 板垣 雅直 | 群馬県伊勢崎市本町 4-26 |
| (株)ジーフット | 服部 博幸 | 愛知県名古屋市中千種今池 3-4-10 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 代表者氏名 | 住 所 |
|--------------------|-------------|----------------------|
| イオンリテール(株) | 梅本 和典 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 |
| (有)花よし | 飯島 成 | 長野県小諸市与良町 3-3-1 |
| (株)キタムラ | 北村 正志 | 高知県高知市本町 4-1-16 |
| 磯田園製茶(株) | 磯田 義人 | 愛知県田原市田原町柳町28-1 |
| (有)和泉屋菓子店 | 阿部 眞一 | 長野県佐久市岩村田749 |
| (株)ファイブフォックス | 上田 稔夫 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7 |
| (株)パレモ | 小田 保則 | 愛知県稲沢市天地五反田町1 |
| (株)モリタ | 盛田 良紀 | 秋田県秋田市山王三丁目 3-9 |
| (株)ワールド | 寺井 秀蔵 | 兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1 |
| As-meエステール(株) | 丸山 雅史 | 東京都港区虎ノ門 4-3-13 |
| (株)タツミヤ | 指田 努 | 東京都八王子市暁町 1-32-13 |
| (株)ハニーズ | 江尻 義久 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1 |
| (株)キング | 山田 幸雄 | 京都府下京区東塩小路高倉町 2-1 |
| ウォルト・ディズニー・ジャパン(株) | ポール・キャンドランド | 東京都目黒区下目黒 1-8-1 |

| | | |
|------------------------|--------|----------------------|
| 島村楽器(株) | 島村 元紹 | 東京都江戸川区平井6-37-3 |
| (株)大創産業 | 矢野 博丈 | 広島県東広島市西条吉行東1-4-14 |
| (株)未来屋書店 | 羽牟 秀幸 | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-6 |
| (株)ライトオン | 横内 達治 | 茨城県つくば市吾妻1-11-1 |
| (有)ジョリイ | 小石 稔 | 長野県上田市大手2-2-3 |
| (株)トピア | 関 陸夫 | 長野県上田市天神1-3-22 |
| 中村漆器産業(株) | 中村 忠 | 長野県塩尻市大字木曾平沢1819 |
| (株)大谷 | 堂田 尚子 | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地1-3-5 |
| (株)さが美 | 平松 達夫 | 神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11 |
| (株)板垣 | 板垣 雅直 | 群馬県伊勢崎市本町4-26 |
| (株)ジーフット | 神谷 和秀 | 愛知県名古屋市中種今池3-4-10 |
| (株)アフリカタロウ | 江見 いづみ | 岡山県岡山市北区高柳西町25-5 |
| (株)コックス | 吉竹 英典 | 東京都中央区日本橋浜町1-2-1 |
| オプテックインターナショナル(有) | 増田 圭治 | 長野県上田市保野795-5 |
| (有)ワーカホリック | 遠山 直樹 | 東京都中野区中野5-52-15 |
| (株)クロスカンパニー | 石川 康晴 | 岡山県岡山市幸町2-8 |
| (株)ジェイアイエヌ | 田中 仁 | 群馬県前橋市川原町2-26-4 |
| (株)ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 白川 篤典 | 愛知県名古屋市中東区上社1-901 |
| (株)中央コンタクト | 藤本 亮吉 | 静岡県静岡市葵区伝馬町3-1 |
| (有)エス・ユー | 鈴木 毅 | 長野県須坂市旭ヶ丘9-35 |
| (株)ベベ | 岡本 吉史 | 神戸市中央区港島中町6-8-2 |
| トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株) | 土居 健人 | 東京都中央区築地5-6-14 |
| (株)チチカカ | 木南 仁志 | 横浜市港北区新横浜2-2-3 |
| 東京シャツ(株) | 鈴木 正利 | 東京都千代田区東神田2-8-12 |
| (株)ザ・クロックハウス | 大野 緑太郎 | 東京都中央区京橋1-11-2 |
| イオンペット(株) | 小川 明宏 | 千葉県千葉市中瀬1-5-1 |
| (株)ホットランド | 佐瀬 守男 | 宮城県石巻市大街道北1-1-16 |
| (株)ポイント | 遠藤 洋一 | 茨城県水戸市和泉町3-1-27 |
| (株)ロン・都 | 宮内 隆太 | 長野県長野市大字南長野北石堂町1454 |
| (株)やなぎだ | 柳田 茂大 | 長野県佐久市大字野沢41 |
| (株)柿安本店 | 赤塚 保正 | 三重県桑名市吉之丸8 |

4 変更した年月日

- (1) 平成23年11月21日
- (2) 平成23年4月20日ほか

5 届出年月日

平成26年 8月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年10月30日から平成27年 3月 2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年10月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長電ショッピングプラザ

須坂市馬場町1288

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-------------|-------|-------------------|
| イオンリテール株式会社 | 村井 正平 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-------------|-------|-------------------|
| イオンリテール株式会社 | 梅本 和典 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 |

4 変更した年月日

平成25年 3月 1日

5 届出年月日

平成26年 8月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年10月30日から平成27年 3月 2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成26年10月30日

長野県知事 阿部 守一

| 許可番号 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 処分の内容 | 処分をした年月日 | 処分の原因となった事実 |
|--------------|-----------------|-------|--------------------|---|------------|---|
| 般-24第 24491号 | 倉又工業 | 倉又 雅直 | 佐久市岩村田1872-3 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（防水工事業）の取消し | 平成26年7月1日 | 平成26年6月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-21第 22640号 | 株式会社木下組 | 依田 幸光 | 佐久市中込308-5 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業）の取消し | 平成26年7月1日 | 平成26年6月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 18053号 | 有限会社長谷屋建工 | 長谷屋 渡 | 上田市藤原田842-8 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大土工事業及びとび・土工事業）の取消し | 平成26年7月1日 | 平成26年6月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 8412号 | 第五設備工業株式会社 | 新田 頼秀 | 安曇野市穂高1437-4 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し | 平成26年7月2日 | 平成26年6月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-24第 21283号 | 株式会社N T T東日本・長野 | 俣田 達男 | 長野市新田町1137-5 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（電気通信工事業）の取消し | 平成26年7月3日 | 平成26年6月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 12694号 | 高本建設株式会社 | 高本 忠俊 | 飯田市大門町3825-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（鉄筋工事業）の取消し | 平成26年7月8日 | 平成26年5月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-22第 12694号 | 高本建設株式会社 | 高本 忠俊 | 飯田市大門町3825-1 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（管工事業）の取消し | 平成26年7月8日 | 平成26年5月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-24第 13171号 | 長野アスコン株式会社 | 加藤 誠 | 長野市大字大豆島字本郷前6585-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（石工事業、鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業）の取消し | 平成26年7月10日 | 平成26年5月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 8751号 | 東亜化工機株式会社 | 池田 靖 | 千曲市大字寂蒔785-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（清掃施設工事業）の取消し | 平成26年7月10日 | 平成26年7月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|-----------|--------|--------------------|--|------------|---|
| 般-24第 9313号 | 三笠設備株式会社 | 木下 貴志 | 飯田市駄科1467-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し | 平成26年7月11日 | 平成26年7月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-25第 23616号 | 児玉興業 | 児玉 善人 | 上田市上武石1007-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業)の取消し | 平成26年7月11日 | 平成26年7月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-24第 1372号 | 株式会社山田工務店 | 山田 福市郎 | 北安曇郡白馬村大字北城12815-8 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し | 平成26年7月14日 | 平成26年6月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-24第 7530号 | 有限会社新橋電気 | 高橋 吉彦 | 松本市新橋5-14 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し | 平成26年7月14日 | 平成26年7月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 16583号 | 永研工業株式会社 | 山浦 正隆 | 長野市川中島町今井字豊田1665-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し | 平成26年7月15日 | 平成26年7月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-23第 3569号 | 株式会社野沢総合 | 内田 一彦 | 飯山市大字木島930-1 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し | 平成26年7月15日 | 平成26年6月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 5057号 | 中山建築所 | 中山 一盛 | 伊那市富県518 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し | 平成26年7月22日 | 平成26年7月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-25第 10300号 | 株式会社三信建設 | 村瀬 広好 | 北佐久郡軽井沢町大字長倉2479 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及び塗装工事業)の取消し | 平成26年7月23日 | 平成26年7月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-25第 22351号 | 有限会社東御 | 小林 重雄 | 東御市常田755-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し | 平成26年7月28日 | 平成26年7月22日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 14788号 | 株式会社トヨー工房 | 鈴木 政成 | 長野市吉田4-3-28 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建具工事業)の取消し | 平成26年7月28日 | 平成26年7月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|-------------------|--------|---------------|--|------------|--|
| 般-21第 22591号 | 中澤建築 | 中澤 亮二 | 上田市本郷1546-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年7月29日 | 平成26年7月22日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 21810号 | 有限会社オーツタ設土 | 安田 美智代 | 大町市大町3227 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年7月31日 | 平成26年7月7日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 19365号 | 株式会社林組工業所 | 林 清美 | 諏訪郡下諏訪町6611 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業)の取消し | 平成26年8月5日 | 平成26年7月29日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 6878号 | 株式会社第一装備 | 清水 時雄 | 長野市若里6-6-36 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業及び防水工事業)の取消し | 平成26年8月5日 | 平成26年7月31日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 5856号 | 飯島鉄工所 | 飯島 茂夫 | 飯田市駄科2699-3 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し | 平成26年8月5日 | 平成26年7月17日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-24第 23418号 | 有限会社サンエイコンストラクション | 茶谷 実 | 松本市埋橋1-4-13 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し | 平成26年8月6日 | 平成26年7月31日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-21第 23817号 | アーキコア株式会社 | 中村 啓三 | 松本市城西1-6-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、大工工事業、とび・土工事業、は装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年8月6日 | 平成26年8月1日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 18631号 | 株式会社ノムラウッドテック | 野村 文孝 | 長野市大字穂保492-7 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し | 平成26年8月6日 | 平成26年8月4日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-25第 23489号 | コンテックエコサンホーム株式会社 | 中山 景夫 | 飯田市上郷別府3344-6 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し | 平成26年8月12日 | 平成26年8月6日付けて建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|----------|--------|-------------------------|---|----------------|---|
| 般-22第 8704号 | 有限会社藤岡建設 | 藤岡 源一郎 | 佐久市平賀5387-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年 8月12日 | 平成26年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-25第 23452号 | 藤木建築 | 藤木 進 | 長野市大字西尾張部363-5 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し | 平成26年 8月12日 | 平成26年8月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-21第 21021号 | 大島建築 | 大島 稔 | 長野市松代町東寺尾2592-12 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し | 平成26年 8月13日 | 平成26年8月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 6404号 | 株式会社磯井建設 | 倉田 定信 | 大町市大町4889 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年 8月20日 | 平成26年8月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 20005号 | 名取景雲堂 | 名取 景一 | 諏訪郡富士見町富士見2964 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し | 平成26年 8月27日 | 平成26年8月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 5409号 | 中山工務店 | 中山 孝 | 岡谷市川岸上1-4-17 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し | 平成26年 8月27日 | 平成26年8月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 23980号 | 三浦興業 | 藤本 静好 | 飯田市龍江7346-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し | 平成26年 8月27日 | 平成26年7月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-24第 24490号 | 羽柴設備 | 羽柴 彰一郎 | 小諸市大字西原336-8 クレストールA201 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び管工事業)の取消し | 平成26年 8月27日 | 平成26年8月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-21第 23806号 | サン熱学 | 田中 文一郎 | 上田市古里1926-7 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し | 平成26年 8月27日 | 平成26年8月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-21第 22641号 | 有限会社岩下組 | 岩下 三穂 | 飯田市座光寺7-33 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し | 平成26年 8月27日 | 平成26年8月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|---------------|--------|------------------------|--|----------------|--|
| 般-22第 13359号 | 有限会社大前 土木 | 大前 健太郎 | 松本市梓川倭704-15 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及びとび・土工工事業)の取消し | 平成26年 8月28日 | 平成26年8月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 1837号 | 株式会社金沢 工務店 | 金沢 稔 | 上田市天神2-3-9 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 平成26年 9月1日 | 平成26年8月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 16759号 | 有限会社広瀬 電業 | 広瀬 勇二 | 長野市大字安茂里 8541-65 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び消防施設工事業)の取消し | 平成26年 9月1日 | 平成26年8月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 24087号 | 有限会社犬飼 建材社 | 江本 寿東 | 松本市大字島内 6931-ロ-2-38 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業)の取消し | 平成26年 9月1日 | 平成26年8月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 20019号 | 有限会社バー ド建設 | 篠崎 佳久 | 長野市大字富田899-3 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年 9月2日 | 平成26年9月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-21第 14859号 | 日成建設株式 会社 | 小池 隆一 | 茅野市宮川3617 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年 9月8日 | 平成26年7月4日付で建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 24214号 | 株式会社前田 建設 | 前田 信一 | 下諏訪町中汐町282-4 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年 9月9日 | 平成26年8月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|--------------------|---------|-------------------|---|------------|---|
| 般-22第 24069号 | 上伊那森林組合 | 白鳥 孝 | 伊那市東春近1604-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年9月10日 | 平成26年9月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-22第 24069号 | 上伊那森林組合 | 白鳥 孝 | 伊那市東春近1604-1 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 平成26年9月10日 | 平成26年9月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 9764号 | 有限会社三和建設 | 上野平 雄一郎 | 上高井郡高山村大字中山2122-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年9月17日 | 平成26年9月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 18629号 | 有限会社保科土木 | 保科 正治 | 岡谷市神明町1-4-27 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年9月18日 | 平成26年9月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 16080号 | 有限会社小林工務店 | 小林 明博 | 東筑摩郡朝日村大字古見1846 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 平成26年9月24日 | 平成26年9月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-23第 19650号 | 有限会社信友建設 | 清水 一義 | 諏訪郡原村515-4 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し | 平成26年9月24日 | 平成26年9月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 17961号 | 有限会社ワイエムシーエンジニアリング | 竹内 徹 | 佐久市鳴瀬2996-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し | 平成26年9月25日 | 平成26年9月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-22第 17657号 | 有限会社篠原電工 | 篠原 惇 | 茅野市ちの2756 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し | 平成26年9月29日 | 平成26年9月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年10月30日

長野県上小地方事務所長 笹 沢 文 昭

1 許可番号

平成26年2月4日 長野県上小地方事務所指令25上小地建第6-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市住吉字腰田707-2（第2工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市大手1丁目11-16
上田市長 母 袋 創 一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年10月30日

長野県松本地方事務所長 池 田 秀 幸

1(1) 許可番号

平成26年7月10日 長野県松本地方事務所指令26松地建第22-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字和手1584-1、1584-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市双葉24-10
株式会社セイブ 代表取締役 山 田 武 雄

2(1) 許可番号

平成26年9月26日 長野県指令26都第40-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字角前1961-4、1962-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘野村1961-3 中 原 清 美

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年10月30日

長野県長野地方事務所長 島 田 伸 之

1 許可番号

平成26年10月6日 長野県指令26都第10-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字井上字南町2386の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字米持171-3 ミレニアムNARITA205号室
小 池 学 人、小 池 千 春

都市・まちづくり課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成26年10月30日

長野県諏訪建設事務所長 田 代 幸 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場他運転管理業務委託（平成27年度から平成29年度まで）

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場 ほか

(5) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める経費内訳書及び技術提案書を、入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。なお、共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、JVの代表者はその他の契約の欄の等級区分がAに、構成員はその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条に規定する国土交通省に備える「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録されている者であること。なお、JVの場合は、JVの代表者及び構成員のそれぞれが登録を有すること。ただし、JVの構成員が協同組合である場合は、その構成する組合員一人以上が登録されている者であること。

(6) 配置予定技術者が入札説明書に定める要件を満たしているこ

と。

- (7) 過去に入札説明書に定める同種・類似の業務の受注実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266 (57) 2934

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年11月11日(火) 午後2時

- (2) 場所 諏訪合同庁舎5階 講堂

6 入札手続等

本入札は「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」(平成26年5月29日付け26生排第92号)に基づき行います。

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 経費内訳書、技術提案書及び入札書の提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成26年12月12日(金)から平成26年12月22日(月)午後5時まで

郵便(書留郵便に限る。)または信書便により技術提案書及び入札書を提出する場合は、平成26年12月22日(月)午後5時必着とします。

- イ 提出場所 上記4の場所

- (3) 技術提案書のヒアリングの日時及び場所

ア 日時 平成27年2月3日(火)又は平成27年2月4日(水)で技術提案評価委員会から別に指定します。

- イ 場所 入札参加者あてに別途通知します。

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年2月6日(金) 午前10時

イ 場所 諏訪合同庁舎5階 502会議室

- (5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月17日(月)から平成26年11月28日(金)午後5時までに、上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (9) 契約書作成の要否

必要とします。

- (10) 落札者の決定方法

「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準」によります。

7 その他

- (1) この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

- (1) Nature of service to be commissioned :

Maintenance service at Suwako Regional Sewerage System Toyoda Terminal Wastewater Treatment Plant

- (2) Contract duration:

From April 1, 2015 until March 31, 2018

- (3) Place where the service takes place:

Suwako Regional Sewerage System Toyoda Terminal Wastewater Treatment Plant and others
Address: 1866-1 Aza Kohan, Oaza Toyoda, Suwa City, Nagano Prefecture

- (4) Contact place for the tender information; description/conditions/and other inquiries:

General Affairs Section, Nagano Prefecture Suwa Construction Office
1-1644-10 Kamikawa, Suwa City, Nagano Prefecture
TEL 0266-57-2934

- (5) Time and place for the tender:

Time: 10:00A.M. Friday February 6, 2015

Place: Conference Room 502 (Nagano Prefecture Suwa Godo-chosha Building)

- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00P.M. Monday, December 22, 2014

Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture Suwa Construction Office
1-1644-10 Kamikawa, Suwa City, Nagano Prefecture 392-8601

別記

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準

1 目的

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、長野県が「流域下水道終末処理場運転管理業務」(以下「本業務」という。)を委託する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うに当たり、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

2 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札による落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格要件審査書類の確認

入札参加申込書及び入札参加資格を証明する書類により、入札への参加を申し込む単独企業、共同企業体(以下「参加申込者」という。)が、入札説明書に定める資格要件を満たしているか否かを確認し、その結果を参加申込者に通知する。

(2) ヒアリングの実施

長野県流域下水道運転管理業務委託技術提案評価委員会(以下「委員会」という。)は、入札参加者に対し技術提案書の内容についてヒアリングを行う。

(3) 技術提案書の審査

委員会は、落札者決定基準に示す評価方法に基づいて技術提案書の評価を行う。また、技術提案書で提案された内容のうち、実施時期及び達成水準が明示されていない提案内容及び重複する提案内容については、評価対象としない。

(4) 入札書類の確認及び開札

入札説明書等に示す必要な入札書類がすべて提出されているかを確認し、提出書類の一つでも不備がある場合は、当該入札参加者が行った入札を無効とする。

開札は、原則、入札者又はその代理人による立会いの下で行うものとし、当該入札書が、入札説明書に記載する入札の無効の要件に該当する場合は無効とする。開札結果については、入札の有効又は無効のみを発表する。

(5) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点を足し合わせた総合評価点の最も高いものを、落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、これらの者のうち、くじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

| 技術点 | 価格点 | 合計 |
|------|-----|------|
| 120点 | 80点 | 200点 |

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの流域下水道入札情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/seikatsuhaisui/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/gesuido.html>

生活排水課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成26年10月30日

長野県安曇野建設事務所長 下里 巖

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場他運転管理業務委託(平成27年度から平成29年度まで)

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場 ほか

(5) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める経費内訳書及び技術提案書を、入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。なお、共同企業体(以下「JV」という。)の場合は、JVの代表者はその他の契約の欄の等級区分がAに、構成員はその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する国土交通省に備える「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録されている者であること。なお、JVの場合は、JVの代表者及び構成員のそれぞれが登録を有すること。ただし、JVの構成員が協同組合である場合は、その構成する組合員一人以上が登録されている者であること。

(6) 配置予定技術者が入札説明書に定める要件を満たしているこ

と。

- (7) 過去に入札説明書に定める同種・類似の業務の受注実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263 (72) 8880

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年11月11日(火) 午前10時

- (2) 場所 犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場 管理棟
2階会議室

6 入札手続等

本入札は「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」(平成26年5月29日付け26生排第92号)に基づき行います。

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 経費内訳書、技術提案書及び入札書の提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成26年12月12日(金)から平成26年12月22日(月)午後5時まで

郵便(書留郵便に限る。)または信書便により技術提案書及び入札書を提出する場合は、平成26年12月22日(月)午後5時必着とします。

イ 提出場所 上記4の場所

- (3) 技術提案書のヒアリングの日時及び場所

ア 日時 平成27年2月3日(火)又は平成27年2月4日(水)で技術提案評価委員会から別に指定します。

イ 場所 入札参加者あてに別途通知します。

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年2月6日(金) 午後2時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 101会議室

- (5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月17日(月)から平成26年11月28日(金)午後5時までに、上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な

証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (9) 契約書作成の要否

必要とします。

- (10) 落札者の決定方法

「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準」によります。

7 その他

- (1) この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

- (1) Nature of service to be commissioned :

Maintenance service at Saigawa-Azumino Regional Sewerage System Azumino Terminal Wastewater Treatment Plant

- (2) Contract duration:

From April 1, 2015 until March 31, 2018

- (3) Place where the service takes place:

Saigawa-Azumino Regional Sewerage System Azumino Terminal Wastewater Treatment Plant and others
Address: 6709 Toyoshina-Tazawa, Azumino City, Nagano Prefecture

- (4) Contact place for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:

General Affairs Section, Nagano Prefecture Azumino Construction Office

4960-1 Toyoshina, Azumino City, Nagano Prefecture

TEL 0263-72-8880

- (5) Time and place for the tender:

Time: 2:00P.M. Friday February 6, 2015

Place: 101 meeting Room, Azumino Chosha Bldg.

- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00P.M. Monday, December 22, 2014

Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture Azumino Construction Office

4960-1 Toyoshina, Azumino City, Nagano

Prefecture 399-8205

別記

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準

1 目的

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、長野県が「流域下水道終末処理場運転管理業務」(以下「本業務」という。)を委託する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うに当たり、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

2 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札による落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格要件審査書類の確認

入札参加申込書及び入札参加資格を証明する書類により、入札への参加を申し込む単独企業、共同企業体(以下「参加申込者」という。)が、入札説明書に定める資格要件を満たしているか否かを確認し、その結果を参加申込者に通知する。

(2) ヒアリングの実施

長野県流域下水道運転管理業務委託技術提案評価委員会(以下「委員会」という。)は、入札参加者に対し技術提案書の内容についてヒアリングを行う。

(3) 技術提案書の審査

委員会は、落札者決定基準に示す評価方法に基づいて技術提案書の評価を行う。また、技術提案書で提案された内容のうち、実施時期及び達成水準が明示されていない提案内容及び重複する提案内容については、評価対象としない。

(4) 入札書類の確認及び開札

入札説明書等に示す必要な入札書類がすべて提出されているかを確認し、提出書類の一つでも不備がある場合は、当該入札参加者が行った入札を無効とする。

開札は、原則、入札者又はその代理人による立会いの下で行うものとし、当該入札書が、入札説明書に記載する入札の無効の要件に該当する場合は無効とする。開札結果については、入札の有効又は無効のみを発表する。

(5) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点を足し合わせた総合評価点の最も高いものを、落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、これらの者のうち、くじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

| 技術点 | 価格点 | 合計 |
|------|-----|------|
| 120点 | 80点 | 200点 |

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの流域下水道入札情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/seikatsuhaisui/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/gesuido.html>

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月30日

長野県諏訪建設事務所長 田代幸雄

1 入札に付する事項

(1) 売払いに付する有価金属含有物の種類及び数量
別表のとおり

(2) 引受期限

平成27年2月20日。詳細は、仕様書によります。

(3) 有価金属含有物を引き渡す場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(4) 入札方法

別表に掲げる売払いに付する有価金属含有物ごとに入札に付し、予定売却量に対する1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 事前確認

入札者は、別表の有価金属含有物について、平成26年10月31日から平成26年11月28日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時までの間に成分分析のための試料採取を行うことができます。分析に係る費用は、入札者が負担するものとします。詳細は、仕様書によります。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされた者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 入札参加申込書等を4の(4)の期日までに提出し、その内容について長野県諏訪建設事務所長の確認通知を受けた者であること。

(6) 自らの精錬又は製錬のための設備を有し過去5年間に精錬又は製錬の実績がある者。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266 (57) 2933

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場 本館4階会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加申込書及び必要事項について説明した書類を、平成26年11月28日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- (9) 契約書の作成の要否
必要とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(別表)

| 売払いに付する有価金属含有物 | 予定数量 | 入札及び開札の日時 |
|----------------|-------|-----------------------|
| 溶融飛灰 | 5.0 t | 平成26年12月12日(金)午後2時 |
| 煙道スラグ | 0.4 t | 平成26年12月12日(金)午後2時15分 |

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月30日

長野県大町建設事務所長 竹内 敏昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成26年度県単道路情報板等保守点検業務委託

- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成27年3月20日まで
- (4) 履行場所
一般国道148号 北安曇郡小谷村 北小谷情報板ほか
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県大町建設事務所 総務課 総務係

電話 0261 (23) 6531

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年11月12日(水) 午前9時
イ 場所 長野県大町合同庁舎 401号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月6日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年11月11日(火)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年10月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受講対象者 |
|--------|--|
| 経験者講習 | 長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。 |

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日 | 時間 | 講習会場 | 場所 | 定員 |
|---------------|------------------|------|-------------------------------|-----|
| 12月3日 (水) | 午後1時から 午後4時まで | 松本会場 | 松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎 | 60名 |
| 12月14日 (日) | 午後1時から 午後4時まで | 長野会場 | 長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター | 60名 |

3 講習科目及び時間数

| 講習科目 | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 2時間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成26年10月30日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長
市岡進

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場他運転管理業務委託（平成27年度から平成29年度まで）

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場 ほか

(5) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める経費内訳書及び技術提案書を、入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。なお、共同企業体(以下「JV」という。)の場合は、JVの代表者はその他の契約の欄の等級区分がAに、構成員はその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する国土交通省に備える「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録されている者であること。なお、JVの場合は、JVの代表者及び構成員のそれぞれが登録を有すること。ただし、JVの構成員が協同組合である場合は、その構成する組合員一者以上が登録されている者であること。
- (6) 配置予定技術者が入札説明書に定める要件を満たしていること。
- (7) 過去に入札説明書に定める同種・類似の業務の受注実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成26年11月10日(月) 午後2時

(2) 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 301会議室

6 入札手続等

本入札は「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」(平成26年5月29日付け26生排第92号)に基づき行います。

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 経費内訳書、技術提案書及び入札書の提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成26年12月12日(金)から平成26年12月22日(月)午後5時まで

郵便(書留郵便に限る。)または信書便により技術提案書及び入札書を提出する場合は、平成26年12月22日(月)午後5時必着とします。

イ 提出場所 上記4の場所

(3) 技術提案書のヒアリングの日時及び場所

ア 日時 平成27年2月3日(火)又は平成27年2月4日(水)で技術提案評価委員会から別に指定します。

イ 場所 入札参加者あてに別途通知します。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年2月6日(金) 午後2時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 301会議室

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月17日(月)から平成26年11月28日(金)午後5時までに、上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準」によります。

7 その他

(1) この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature of service to be commissioned :

Maintenance service at Chikuma-gawa Karyu Regional Sewerage System Final Treatment Plant

- (2) Contract duration:
From April 1, 2015 until March 31, 2018
- (3) Place where the service takes place:
Chikuma-gawa Karyu Regional Sewerage System
Final Treatment Plant and others
Address: 2455 Akanuma-Sarutaka, Nagano City,
Nagano Prefecture
- (4) Contact place for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefecture Chikuma
River Area Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandenoki, Nagano City, Nagano
Prefecture
TEL 026-224-3652
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00P.M. Friday February 6, 2015
Place: Conference Room 301 3F Nagano Prefecture
Chikuma River Area Sewerage Construction
Office
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery
place:
Time: 5:00P.M. Monday, December 22, 2014
Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture
Chikuma River Area Sewerage Construction
Office
2413-11 Inaba-Hachimandenoki, Nagano City
Nagano Prefecture 380-0917

別記

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準

1 目的

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、長野県が「流域下水道終末処理場運転管理業務」(以下「本業務」という。)を委託する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うに当たり、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

2 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札による落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格要件審査書類の確認

入札参加申込書及び入札参加資格を証明する書類により、入札への参加を申し込む単独企業、共同企業体(以下「参加申込者」という。)が、入札説明書に定める資格要件を満たしているか否かを確認し、その結果を参加申込者に通知する。

(2) ヒアリングの実施

長野県流域下水道運転管理業務委託技術提案評価委員会(以下「委員会」という。)は、入札参加者に対し技術提案書の内容についてヒアリングを行う。

(3) 技術提案書の審査

委員会は、落札者決定基準に示す評価方法に基づいて技術提案書の評価を行う。また、技術提案書で提案された内容のうち、実施時期及び達成水準が明示されていない提案内容及び重複する提案内容については、評価対象としない。

(4) 入札書類の確認及び開札

入札説明書等に示す必要な入札書類がすべて提出されているかを確認し、提出書類に一つでも不備がある場合は、当該入札参加者が行った入札を無効とする。

開札は、原則、入札者又はその代理人による立会いの下で行うものとし、当該入札書が、入札説明書に記載する入札の無効の要件に該当する場合は無効とする。開札結果については、入札の有効又は無効のみを発表する。

(5) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点を足し合わせた総合評価点の最も高いものを、落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、これらの者のうち、くじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

| 技術点 | 価格点 | 合計 |
|------|-----|------|
| 120点 | 80点 | 200点 |

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの流域下水道入札情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/seikatsuhaisui/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/gesuido.html>

生活排水課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成26年10月30日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

市 岡 進

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場他運転管理業務委託(平成27年度から平成29年度まで)

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場 ほか

(5) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(「総合評価一般競争入札」という。)により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める経費内訳書及び技術提案書を、入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。なお、共同企業体(以下「JV」という。)の場合は、JVの代表者はその他の契約の欄の等級区分がAに、構成員はその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する国土交通省に備える「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録されている者であること。なお、JVの場合は、JVの代表者及び構成員のそれぞれが登録を有すること。ただし、JVの構成員が協同組合である場合は、その構成する組合員一者以上が登録されている者であること。
- (6) 配置予定技術者が入札説明書に定める要件を満たしていること。
- (7) 過去に入札説明書に定める同種・類似の業務の受注実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成26年11月10日(月) 午後2時

(2) 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 301会議室

6 入札手続等

本入札は「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」(平成26年5月29日付け26生排第92号)に基づき行います。

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 経費内訳書、技術提案書及び入札書の提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成26年12月12日(金)から平成26年12月22日(月)午後5時まで

郵便(書留郵便に限る。)または信書便により技術提案書及び入札書を提出する場合は、平成26年12月22日(月)午後5時必着とします。

イ 提出場所 上記4の場所

(3) 技術提案書のヒアリングの日時及び場所

ア 日時 平成27年2月3日(火)又は平成27年2月4日(水)で技術提案評価委員会から別に指定します。

イ 場所 入札参加者あてに別途通知します。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年2月6日(金) 午後3時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 301会議室

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月17日(月)から平成26年11月28日(金)午後5時までに、上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

「長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準」によります。

7 その他

(1) この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することがで

きるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature of service to be commissioned :
Maintenance service at Chikuma-gawa Joryu Regional Sewerage System Final Treatment Plant

(2) Contract duration:
From April 1, 2015 until March 31, 2018

(3) Place where the service takes place:
Chikuma-gawa Joryu Regional Sewerage System Final Treatment Plant and others
Address: 1060-1 Kawai, Mashima Town, Nagano City, Nagano Prefecture

(4) Contact place for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefecture Chikuma River Area Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandenoki, Nagano City, Nagano Prefecture
TEL 026-224-3652

(5) Time and place for the tender:
Time: 3:00P.M. Friday February 6, 2015
Place: Conference Room 301 3F Nagano Prefecture Chikuma River Area Sewerage Construction Office

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:
Time: 5:00P.M. Monday, December 22, 2014
Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture Chikuma River Area Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandenoki, Nagano City, Nagano Prefecture 380-0917

別記

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準

1 目的

長野県流域下水道終末処理場運転管理業務委託落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、長野県が「流域下水道終末処理場運転管理業務」(以下「本業務」という。)を委託する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うに当たり、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

2 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札による落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格要件審査書類の確認

入札参加申込書及び入札参加資格を証明する書類により、入札への参加を申し込む単独企業、共同企業体(以下「参加申込者」という。)が、入札説明書に定める資格要件を満たしているか否かを確認し、その結果を参加申込者に通知する。

(2) ヒアリングの実施

長野県流域下水道運転管理業務委託技術提案評価委員会(以下「委員会」という。)は、入札参加者に対し技術提案書の内

容についてヒアリングを行う。

(3) 技術提案書の審査

委員会は、落札者決定基準に示す評価方法に基づいて技術提案書の評価を行う。また、技術提案書で提案された内容のうち、実施時期及び達成水準が明示されていない提案内容及び重複する提案内容については、評価対象としない。

(4) 入札書類の確認及び開札

入札説明書等に示す必要な入札書類がすべて提出されているかを確認し、提出書類に一つでも不備がある場合は、当該入札参加者が行った入札を無効とする。

開札は、原則、入札者又はその代理人による立会いの下で行うものとし、当該入札書が、入札説明書に記載する入札の無効の要件に該当する場合は無効とする。開札結果については、入札の有効又は無効のみを発表する。

(5) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点を足し合わせた総合評価点の最も高いものを、落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、これらの者のうち、くじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

| 技術点 | 価格点 | 合計 |
|------|-----|------|
| 120点 | 80点 | 200点 |

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの流域下水道入札情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/seikatsuhaisui/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/gesuido.html>

生活排水課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年10月30日

長野県警察本部交通部運転免許本部

東北信運転免許課長 山 邊 秋 男

1 落札に係る物品等の名称及び数量

I C 運転免許証記載内容確認装置 36式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 東北信運転免許課

(2) 所在地 長野市川中島町原704-2

3 落札者を決定した日

平成26年10月1日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 N T T ファイナンス株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市中御所1丁目16番18

5 落札金額

1月当たりの賃借額 539,028円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成26年8月21日

東北信運転免許課